

# 日本歯科医学会委員会取扱い内規

(委員会の設置)

第1条 日本歯科医学会規程第21条により委員会を置く。

(委員会の種類)

第2条 委員会は常置委員会と臨時委員会の二種とし、いずれも学会会長の諮問機関とする。

- 一. 常置委員会 会務運営上、恒常的に必要な事項を審議する。
- 二. 臨時委員会 学会会長が特に臨時に必要と認めたものを審議する。

(委員会の運営)

第3条 委員会は委員長1名を互選する。なお、必要あるときは委員の互選により副委員長、幹事等を若干名置くことができる。

- 2 委員会には小委員会を置くことができる。
- 3 委員長は、必要に応じ委員会又は小委員会を招集して、会議の議長となる。

(常置委員会—委員数および任期)

第4条 常置委員会の委員数は学会理事会の議を経て決める。

- 2 委員は、学会理事会の議を経て学会会長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、その委嘱を行った学会会長の在任期間とする。

(常置委員会—種類、名称および任務)

第5条 常置委員会の種類、名称および任務は、次のとおりである。

- 一. 学会誌編集委員会  
日本歯科医学会誌の企画・編集を審議する。
- 二. 英文雑誌編集委員会  
英文雑誌 (The Japanese Dental Science Review) の企画・編集を審議する。
- 三. 歯科学術用語委員会  
学術用語集 (歯学編) の改正およびFDI学術用語とデンタルレキシコンの和訳を審議する。
- 四. 学術研究委員会  
歯科の原点に立ち帰ることにより、歯学の進むべき将来像を審議する。
- 五. 学術講演委員会  
学術講演会の企画を審議する。

(常置委員会—調査研究事項の報告又は建議)

第6条 常置委員会は、学会会長の諮問にこたえるほか、調査研究した事項について学会会長に報告し、又は建議することができる。

(臨時委員会—委員数および任期)

第7条 臨時委員会の委員数等については、第4条第1項および第2項の規定を準用する。

2 臨時委員会委員の任期は当該審議を終了したときをもって解任されるものとする。

附 則

1. この規程は昭和54年4月16日より施行する。
2. この規程施行の際、現に委嘱されている委員は、この規程により委嘱されたものとみなす。

附 則

この規程は、昭和54年9月4日より施行する。

附 則

この規程は、昭和57年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、昭和60年12月3日より施行する。

附 則

この内規は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する第106条第1項に定める公益法人の登記の日から施行する。